

那覇市教育委員会会議録

令和元年度（2019年度）第5回（定例会）

署名人 本仲範男
教育長 田端一正

開催日時 令和元年（2019年）6月11日（火） 開会 午後2時00分
閉会 午後2時25分

開催場所 那覇市役所10階 1001会議室

出席者

[教育長・教育委員]

田端一正教育長、本仲範男委員、比嘉佳代委員、喜屋武裕江委員、平良浩委員

[事務局職員]

【生涯学習部】山内健部長

(総務課) 仲程直毅課長、平良美夏副参事、平良俊弥主査、平安真希子主査

(生涯学習課) 我那覇生男主任主事、仲村海主事

(施設課) 當間弘課長、比嘉正人主幹、平良真哉主幹、山田義海主査

【学校教育部】奥間朝順部長

(学校給食課) 伊禮弘匡課長、又吉剛主幹、幸地英子主査

議事日程 ※日程4~7は非公開案件に該当。ただし、日程4~7の会議録は議会への議案提出後に公開。

- 1 議案第9号 那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則制定について【学校給食課】
- 2 議案第10号 「議案第6号那覇市立森の家みんみん条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出」の議決の取り消しについて【生涯学習課】
- 3 報告5 教育長が臨時代理したことについて【生涯学習課】
- 4 報告1 市長の専決処分（学校事故）の議会報告について【施設課】
- 5 報告2 市長の専決処分（学校事故）の議会報告について【施設課】
- 6 報告3 市長の専決処分（学校事故）の議会報告について【施設課】
- 7 報告4 市長の専決処分（学校事故）の議会報告について【施設課】

会議録作成（総務課）平安真希子主査

田端教育長 令和元年度第5回教育委員会会議(定例会)を開催いたします。本日の会議録署名は本仲委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。それでは、本日は議案が2つ、報告が5つということあります。では、議案第9号「那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則制定について」を議題といたします。奥間学校教育部長、お願ひします。

奥間部長 議案第9号「那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則制定について」、那覇市学校給食センター条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を別紙のとおり制定する。令和元年6月11日提出。教育長 田端 一正。提案理由 那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例(平成31年那覇市条例第6号)付則ただし書の規定の施行期日を定めるため、この案を提出する。詳細は学校給食課の方から説明を行います。

田端教育長 伊禮学校給食課長、お願ひします。

伊禮課長 お願いします。次のページですけれども、規則になっております。那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則、那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例(平成31年那覇市条例第6号)付則ただし書に規定する規定の施行期日は、令和元年7月1日とするというものでございます。次のページ、3月に公布しました那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例制定、そちらの方の付則の方で、この改正条例、予定としては、この条例は平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定(同条の表の上間学校給食センターの項の次に高良学校給食センターの項を加える部分に限る。)は、教育委員会規則で定めてから施行するという規定でございました。そのただし書に付則するものとして高良学校給食センターの設置、施行につきまして令和元年7月1日とする。なお、この7月1日につきましては、高良学校給食センターは直営にしますので、職員等の配置を7月1日付で行います。現在、工事中でございますが、今月の28日までに完了になります。実際、高良学校給食センターからの配食は、高良小学校と宇栄原小学校の2校になります。なお、給食開始は1学期後半開始日の8月26日を予定しております。以上でございます。

田端教育長 ありがとうございました。この件について、ご意見ご質問等ありましたらお願ひしたいと思います。いかがでしょうか。本仲委員、どうぞ。

本仲委員 確認ですけど、高良学校給食センターは8月26日から稼働開始、夏休み以降は高良小学校と宇栄原小学校へ配食ということですね。

伊禮課長 はい。

田端教育長 よろしいですか。それに伴って、職員が7月1日の発令だということになるわけですよね。1ヶ月間で準備をして8月末に学校給食開始していくと思います。大丈夫でしょうか。それでは、ほかにご意見ご質問がないということですので、議案第9号「那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定

める規則制定について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 ありがとうございます。議案第9号「那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則制定について」は議決いたしました。

続きまして、議案第10号「議案第6号那覇市立森の家みんみん条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出の議決の取り消しについて」と、報告5「教育長が臨時代理したことについて」は関連いたしますので一括して審議を行いたいと思います。山内生涯学習部長、お願ひします。

山内部長 議案第10号「議案第6号那覇市立森の家みんみん条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出の議決の取り消しについて」、令和元年5月9日の第3回那覇市教育委員会会議において議決された、「議案第6号那覇市立森の家みんみん条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出」の議決を取り消す。令和元年6月11日提出。教育長 田端 一正。提案理由 令和元年5月21日に開催された庁議において提案された、那覇市立森の家みんみん条例の一部を改正する条例制定については、冷房機の利用料のみの改正を行うこととして修正されたため、議決を得た内容に対応しないことから、議案第6号の議決を取り消す必要があるので、この案を提出する。少し補足説明いたしますけれども、前回、議決していただきました意見の申出、それに係る条例の改正案の内容でございますけれども、元々、森の家みんみんには冷房機がなかったものですから、今度、冷房機を入れるということで、冷房機の利用料を新たに設定しようということ、これが1点と、もう1点は、那覇市の受益者負担の適正化に関する指針がございまして、施設の利用料の見直しに係る指針でございますけれども、これに基づいて利用料を積算し直すと宿泊室が1室200円から220円に上がるということで、この冷房料と宿泊料の2点を条例案として提案したんですけれども、提案理由にもございますように、5月21日の庁議、庁議というのは、市長、副市长をはじめ、全部局長が集まって最終的に意思決定する会議でございますけれども、その中で、今回の6月議会に提案することについて調整しましたが、その中で、今回は冷房料だけを議案に提案しようと。この施設利用料の見直しについては、ほかの施設もありますので、足並みを揃えて提案しようということになりましたので、前回議決していただいた意見の申出、この条例提案について、異議なしという教育委員会の議決いただきましたけれども、これを取り消すという議案でございます。続きまして、報告5「教育長が臨時代理したことについて」、教育長が臨時代理したことについて、別紙のとおり報告する。令和元年6月11日提出。教育長 田端 一正。提案理由 那覇市立森の家みんみん条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について、那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第1項により臨時代理したので、同条第2項に基づき報告し、承認を求める。これは、教育委員会から市長に対する意見の申し出でございます。本文を読み上げます。那覇市立森の家みん

みん条例の一部を改正する条例制定に関する意見について。みだしのことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、異議のない旨意見を申し上げます。ということで、教育長名で市長に意見の申出を行っております。次の2ページ、市長が議会に条例を上程するかがみになります。3ページが提案理由で、4ページが条例の改正の内容ということになります。改正後の表をご覧になっていただいて、改正前、改正後でございますけれども、改正後の欄に冷房機の利用に係る料金は、1台につき1時間当たり100円とする、利用時間に1時間に満たない場合は1時間として計算すると、これを今回の議会に提案していく内容でございます。以上です。

田端教育長 それでは、この件について、ご意見ご質問がありましたらお願ひします。大丈夫でしょうか。それでは、議案第10号「議案第6号那覇市立森の家みんみん条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出の議決の取り消しについて」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 ありがとうございます。議案第10号「議案第6号那覇市立森の家みんみん条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出の議決の取り消しについて」は議決いたしました。続きまして、報告5「教育長が臨時代理したことについて」は承認してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 報告5「教育長が臨時代理したことについて」は承認いたしました。次に、報告1から報告4に関しましては、議会への提案前の案件のため、非公開とすることが適当であると思われます。なお、会議については非公開で行いますが、この会議の会議録については、那覇市議会へ議案を提出後に公開したいと思います。その可否について、委員の議決を諮りたいと思います。報告1から報告4については、非公開としてよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 異議なしとのことですので、非公開といたします。関係者以外は退席をお願いいたします。

～ 非公開 ～

田端教育長 それでは、報告1から報告4は、いずれも「市長の専決処分（学校事故）の議会報告について」となっております。関連しますので一括して説明をお願いいたします。山内生涯学習部長、お願ひします。

山内部長 報告1から報告4までございますけれども、5月21日の第4回教育委員会会議で仲井真小学校のナンヨウスギの倒木の件を報告したと思いますけれども、あの時は2件報告でした。その後、4件ですね、これで最後なんですけれども、当事者と調整がつきまして、和解することが出来ました。追加で議会に報告するということで、上程

させていただいております。報告1「市長の専決処分(学校事故)の議会報告について」、市長の専決処分(学校事故)の議会報告について、別紙のとおり報告する。令和元年6月11日提出。教育長 田端 一正。報告理由 市長の専決処分事項の指定について(平成12年3月24日議決)により専決処分した学校事故に關し、地方自治法第180条第2項の規定に基づき市議会6月定例会に報告するので、この件を報告する。1ページが報告理由説明でございます。読み上げます。平成30年9月28日、仲井真小学校敷地内のナンヨウスギが強風にあおられ倒木し、その際、同小学校隣接地の自動車販売会社で整備のために保管されていた車両を一部破損する事故がございました。過失割合は那覇市が100%で、損害賠償額は33万5,164円となっております。損害賠償金にあたっては、本市が加入している全国市長会学校災害賠償補償保険が適用されます。これは議会に対する提案報告理由説明書です。

次のページ、2ページが市長から議会に対するかがみで、3ページが市長の専決処分です。6月4日付けで専決処分されます。報告2、報告3、報告4も同様なもので、金額が違うだけでございます。簡単ではございますが、写真も添付してございますので、よろしくお願ひいたします。

田端教育長 今日は残りの4件の報告ということになります。報告1に関しましては、金額がこの様になっています。相手方もこういう形になっていますし、報告2でもこの様な金額、相手方ということです。報告3についても同じ形で、全て相手が違うということなんですね。金額も全部違うことになっています。最後の別添資料の方で、写真が添付されているということになるわけですね。

山内部長 前回も説明したところですけれども、白蟻被害のナンヨウスギにつきましても、施設課の職員が手分けをして、目視と打診で空洞がないか安全性を確認しております。あと、かなり背の高いナンヨウスギ11本については、専門の樹木医に診断してもらって、これは大丈夫ということで確認しております。

田端教育長 この件に関して、ご意見ご質問等ありませんか。本仲委員、どうぞ。

本仲委員 ナンヨウスギは弱いですよね。虫もよく食うしね。それから成長も早い。だから学校あたりではよく植栽やっていたんですけども、もう台風の度に倒れたり、倒れたら倒れたで重たいですよね。だからやっぱり学校の植栽には向かないのかなという感じはしますけどね。今後、今年も台風が来るわけだから、この辺の事前対策というのかな、大事じゃないかなという気がしますね。

田端教育長 ほかにありませんか。喜屋武委員、どうぞ。

喜屋武委員 このナンヨウスギの事故はトータルでどれだけ損害がありますか。

當間課長 合計で250万6,852円になります。

喜屋武委員 わかりました。ありがとうございます。

田端教育長 ほかにないでしょうか。繰り返し確認になりますけど、残りは11本でしたか。

當間課長 全部で49本です。専門医に調査してもらったのが11本です。

- 田端教育長 現在のところは、危険はあまり高くないということですか。
- 當間課長 そうですね。樹木医に検査してもらったのが 11 本で、危険性はないということでした。その前には、去年は倒れた直後に職員で手分けして、目視と打診で確認したところ、その時も異常ないということでした。
- 本仲委員 外観の見た感じは綺麗ですけどね。
- 田端教育長 引き続きしっかりと対策をとっていくことが、望まれるかなというふうに考えています。ほかに、ご意見ご質問ないということでおろしいでしょうか。それでは、報告 1 から報告 4 の「市長の専決処分(学校事故)の議会報告について」は、ここで終了いたします。

～ 非公開 ～

- 田端教育長 非公開を解きます。以上をもちまして、令和元年度第 5 回教育委員会会議(定例会)を終了いたします。

案件の審議結果

議案第 9 号	那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則制定について	原案どおり可決
議案第 10 号	「議案第 6 号那覇市立森の家みんみん条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出」の議決の取り消しについて	原案どおり可決
報告 5	教育長が臨時代理したことについて	承認